

茨城県迷惑防止条例の 一部改正

令和2年(2020年)
4月1日施行

卑わいな行為の禁止に関する規制場所の拡充、禁止行為の新設等の改正を行います。

条例名を「茨城県公衆に著しく迷惑をかける行為の防止に関する条例」から「**茨城県迷惑行為防止条例**」に改称



下着等の
のぞき見、
盗撮

道路、公園、駅等の公共の場所や電車、路線バス等の公共の乗物に加え、**学校、事務所、タクシー等まで規制場所を拡充**します。

住居、浴場、
トイレ等における
のぞき見、盗撮

通常衣服を着けない場所における着替え、入浴、用便中の **のぞき見、盗撮等を禁止**します。



卑わいな
言動

公共の場所や乗物において、著しく性的羞恥心、性的嫌悪感を与える卑わいな言動を**禁止**します。

盗撮目的
のカメラ
等の設置

上記全ての場所や乗物におけるスカート内、着替え、入浴、用便中等の盗撮を目的としたカメラ等の設置を**禁止**します。



罰則

6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
(常習の場合 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

